

質問書に対する回答

(件名) 東京外環自動車道 幸魂橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	共通事項	<p>間接工事費(共通仮設・現場管理)の対象について、以下の考え方でよろしいでしょうか。</p> <p>「鋼構造物製作(ブラケット、補強材、段差防止構造)は「桁等の製作費」に該当する(間接工事費の対象としない)」</p> <p>また、「せん断スタップ、落橋防止装置、上揚力対策装置は「桁等の製作費」に該当しない(間接工事費の対象とする)」。</p> <p>異なる場合はその内容をご教授下さい。</p>	<p>本工事においては、「桁等の製作」に該当する項目はありません。</p>
2	共通事項	<p>既提出の「参考見積書」について、以下のどちらの考え方が正しいでしょうか。</p> <p>「すべて間接工事費(共通仮設・現場管理)の対象とする」もしくは、「上記問1と同様に『桁等の製作費(ブラケット、補強材、段差防止構造)』は間接工事費(率)の対象としない」また、異なる場合はその内容をご教授下さい。</p>	<p>質問書No.1の回答のとおりです。</p>
3	<p>特記仕様書 23-7落橋防止工 23-13水平力分担構造</p>	<p>落橋防止構造・水平力分担構造の鋼構造(ブラケット、補強材)等の製作は、積算基準(鋼構造物の製作)の「小型部材」により算出すると考えてよろしいでしょうか。または「一般鉄骨構造」でしょうか(もしくはそれ以外でしょうか)。ご教授下さい。</p>	<p>質問書No.1の回答のとおりです。</p>
4	<p>特記仕様書 23-14段差防止構造</p>	<p>段差防止構造の鋼構造物の製作は、積算基準(鋼構造物の製作)の「小型部材」により算出すると考えてよろしいでしょうか。または「一般鉄骨構造」でしょうか(もしくはそれ以外でしょうか)。ご教授下さい。</p>	<p>質問書No.1の回答のとおりです。</p>